

別表 1 (2-2 関係)

添付書面一覧

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等
(1)	装置型式指定通知書等又は協定規則に基づく認定証の写し	指定装置等を装着している場合に限る。
(2)	保安基準等適合検討書	保安基準及び審査基準通達に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 なお、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る検討結果（装置そのものの性能要件に係るものに限る。）の記載を省略することができる。
(3)	長距離耐久告示第 3 条第 1 号に定める書面	
(4)	長距離耐久告示第 3 条第 2 号に定める書面	
(5)	試験実施選定事由書	次に該当する場合に限るものとし、内容はその技術的根拠を記載したものであること。 1 (6) の書面を作成するにあたり、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略している場合。 なお、同等又は不利側と判断される自動車の試験を既に行っており、試験を省略している場合も同様とする。 2 提示された自動車により自動車機構が試験を実施する場合であって、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略することを希望する場合。
(6)	試験成績書	次に掲げる試験項目のうち、自動車の仕様に応じ、保安基準等に基づき適用される基準等に対応する試験項目について、別添 1 「試験規程」に基づき実施した試験結果であること。 ただし、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る試験項目（装置そのものの性能要件に係るものに限る。）、提示された自動車により自動車機構が試験を実施する場合には、当該試験項目の提出を省略して差し支えない。 なお、輸入自動車の場合には、自動車型式認証実施要領附則 9 によることができる。 適用する場合には、試験記録及び成績を別添 1 「試験規程」の付表様式に記入するとともに、自動車製作者が外国の試験方法により試験を実施した旨を証する書面を添付すること。
1	諸元測定試験	

2	牽引自動車の軸重に関する試験	
3	最大安定傾斜角度試験	諸元表に記載される値が、保安基準値に対し5度以上の余裕がある場合には、提出を省略して差し支えない。
4	操縦安定性試験	最高速度40km/h以上の連結車両に限る。 (6) 51附則21の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
5	最小回転半径試験	最遠軸距が5メートル以下の場合には、提出を省略して差し支えない。
6	大型貨物自動車の速度抑制装置試験	
7	原動機の出力装置試験（協定規則第85号）	
8	燃料消費率試験（WLTCモード）	
9	燃料消費率試験（協定規則第154号）	
10	燃料消費率試験（JC08モード）	
11	燃料消費率試験（WLTCモード）	
12	燃料消費率試験（重量車）	
13	車載式燃料・電力消費等測定装置（OBFCM）の試験	
14	重量車燃料消費率試験（JH25モード）	
15	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25モード）	
16	電気重量車電力消費率試験（JH25モード）	
17	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験（JH25モード）	
18	燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25モード）	
19	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験（システムベンチ）	
20	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験（HILシステム）	
21	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（JC08モード）	
22	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（JC08モード計算法対応）	
23	軽合金製ディスクホイール試験	
24	乗用車用空気入タイヤ試験	
25	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験	
26	二輪車用空気入タイヤ試験	
27	乗用車用空気入タイヤ試験（協定規則第30号）	
28	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験（協定規則第54号）	
29	応急予備走行装置試験（協定規則第64号）	
30	二輪車等用空気入タイヤ試験（協定規則第75号）	
31	タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験（協定規則第117号）	
32	タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）	
33	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第142号）	
34	二輪自動車の操作装置及び表示装置試験（協定	

	規則第 60 号)	
35	操作装置及び表示装置試験 (協定規則第 121 号)	
36	衝撃吸収式かじ取装置試験	
37	かじ取装置の前面衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 12 号)	
38	かじ取装置試験 (協定規則第 79 号)	
39	前輪整列試験	(6) 38 の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
40	四輪自動車等の施錠装置試験	
41	二輪自動車等の施錠装置試験	
42	施錠装置試験 (協定規則第 161 号)	
43	イモビライザ試験	
44	イモビライザ試験 (協定規則第 161 号)	
45	トラック及びバスの制動装置試験	
46	アンチロックブレーキシステム試験	
47	乗用車の制動装置試験	
48	制動液漏れ警報装置試験	
49	トレーラの制動装置試験	
50	衝突被害軽減制動制御装置試験	(6) 52 の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
51	トラック、バス及びトレーラの制動装置試験 (協定規則第 13 号)	
52	乗用車の制動装置試験 (協定規則第 13H 号)	
53	二輪車等の制動装置試験 (協定規則第 78 号)	
54	衝突被害軽減制動制御装置試験 (協定規則第 131 号)	
55	ブレーキアシストシステム試験 (協定規則第 139 号)	
56	横滑り防止装置試験 (協定規則第 140 号)	
57	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験 (協定規則第 152 号)	
58	急制動試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。)に限る。
59	制動能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。)に限る。
60	駐車制動装置能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。)に限る。
61	制動用空気容量試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。)に限る。 ただし、失陥時においても要求性能を満足するものを除く。
62	非常制動装置試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。)に限る。

63	ブレーキ警報時制動能力試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に限る。 ただし、失陥時においても要求性能を満足するものを除く。
64	乗用車用プラスチック製燃料タンク試験	
65	衝突時等における燃料漏れ防止試験	
66	自動車用燃料タンク試験（協定規則第34号（単品））	
67	自動車用燃料タンク試験（協定規則第34号（車両））	
68	後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第153号）	
69	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（世界統一技術規則第13号）	
70	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験（世界統一技術規則第13号）	
71	自動車燃料ガス容器取付部試験	
72	自動車燃料ガス容器の気密・換気試験	
73	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験	
74	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置試験	
75	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第110号（単品））	
76	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第110号（車両））	
77	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第134号）	
78	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験（協定規則第134号）	
79	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第134号（取付・強度））	
80	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（協定規則第146号）	
81	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第153号）	
82	燃料電池自動車の高電圧からの乗員保護試験	
83	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗員保護試験	
84	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験	
85	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験（車両）	
86	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃	

	料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験（取付・強度）	
87	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 153 号）	
88	サイバーセキュリティシステム試験	
89	サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））	
90	プログラム等改変システム試験	
91	プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。））	
92	電磁両立性試験（協定規則第 10 号）	
93	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 12 号）	
94	オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 94 号）	
95	側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 95 号）	
96	高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両））	
97	高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））	
98	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 136 号（車両））	
99	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験 3（協定規則第 136 号（単品））	
100	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 137 号）	
101	外装試験	
102	外装の手荷物積載用部品試験	
103	外装の電波送受信アンテナ試験	
104	前面衝突時の乗員保護試験	
105	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験	
106	側面衝突時の乗員保護試験	
107	歩行者頭部保護試験	
108	歩行者頭部及び脚部保護試験	
109	オフセット衝突時の乗員保護試験	
110	外部突起試験（協定規則第 26 号）	
111	車両転覆時の乗員保護試験（協定規則第 66 号）	
112	オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号）	
113	側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号）	
114	歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第 127 号）	
115	ポール側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 135 号）	
116	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）	

117	突入防止装置試験	
118	突入防止装置取付装置等試験	
119	前部潜り込み防止装置試験	
120	前部潜り込み防止装置取付装置等試験	
121	突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品））	
122	突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））	
123	内装材料の難燃性試験	
124	インストルメントパネルの衝撃吸収試験	
125	サンバイザの衝撃吸収試験	
126	内装の乗員保護装置試験（協定規則第 21 号）	
127	直接前方視界試験	
128	直接前方視界試験（協定規則第 125 号）	
129	座席及び座席取付装置試験	
130	座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））	
131	座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（貨物等））	
132	バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第 80 号（単品））	
133	バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第 80 号（車両））	
134	座席ベルト取付装置試験	
135	座席ベルト試験	
136	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置試験	
137	座席ベルト取付装置試験（協定規則第 14 号）	
138	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（単品））	
139	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（車両））	
140	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））	
141	頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）	
142	頭部後傾抑止装置試験（技術基準通達別添 27）	
143	年少者用補助乗車装置試験	
144	座席ベルト取付装置試験（協定規則第 14 号（ISOFIX アンカ強度・取付位置））	
145	年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号）	
146	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（ISOFIXCRS 搭載性））	
147	年少者用補助乗車装置試験（協定規則第 44 号）	
148	とびらの開放防止試験	
149	とびらの開放防止試験（協定規則第 11 号）	
150	とびらの開放防止試験（技術基準通達別添 29 の 2）	
151	窓ガラス試験	「合わせガラス」、「部分強化ガラス」又は「強化ガラス」の場合には、必要があると認められるときに限る。
152	窓ガラス試験（協定規則第 43 号（単品））	
153	窓ガラス試験（協定規則第 43 号（車両））	
154	近接排気騒音試験	

155	定常走行騒音試験	
156	加速走行騒音試験	
157	二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）	
158	四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）	
159	重量車排出ガス試験（JE05 モード）	
160	電気ハイブリッド重量車排出ガス試験（システムベンチ）	
161	電気ハイブリッド重量車排出ガス試験（HILS システム）	
162	ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード）	
163	軽・中量車排出ガス試験（10・15+JC08C モード）	
164	軽・中量車排出ガス試験（JC08H+JC08C モード）	
165	軽・中量車排出ガス試験（JC08H+JC08C モード（ポスト新長期対応））	
166	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）	
167	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）	
168	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）	
169	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード）	
170	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード及び NRTC）	
171	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード及び NRTC（RMC 対応））	
172	二輪車排出ガス試験	
173	二輪車排出ガス試験（WMTC）	
174	二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC））	
175	無負荷急加速黒煙試験	
176	熱害警報装置等試験	
177	車載式故障診断装置試験（ガソリン自動車（J-OBD I））	
178	車載式故障診断装置試験（ガソリン自動車（J-OBD II））	
179	車載式故障診断装置試験（ディーゼル自動車）	
180	車載式故障診断装置試験（ディーゼル重量車（J-OBD II））	
181	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）	
182	燃料蒸発ガス試験（10・15+11 モード）	
183	燃料蒸発ガス試験（JC08 モード）	
184	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）	
185	ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガス試験	
186	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数試験	
187	車載式故障診断装置試験（二輪車用 J-OBD I）	
188	車載式故障診断装置試験（二輪車用 J-OBD II）	
189	オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する試験	
190	燃料蒸発ガス試験（二輪車モード）	
191	燃料蒸発ガス試験（WMTC モード）	

192	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験	
193	前照灯試験	
194	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	
195	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	
196	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号）	
197	前照灯洗浄器試験	
198	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置試験	
199	二輪自動車等の灯火器試験（協定規則第 50 号）	
200	前照灯試験（協定規則第 98 号）	
201	前照灯試験（協定規則第 112 号）	
202	前照灯試験（協定規則第 113 号）	
203	前照灯試験（協定規則第 123 号）	
204	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））	
205	前照灯試験（技術基準以外）	
206	前部霧灯試験（協定規則第 19 号）	
207	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前部霧灯））	
208	側方照射灯試験	
209	側方照射灯試験（協定規則第 119 号）	
210	照射灯火試験（協定規則第 149 号（側方照射灯））	
211	低速走行時側方照射灯試験（協定規則第 23 号）	
212	信号灯火試験（協定規則第 148 号（低速走行時側方照射灯））	
213	車幅灯試験	
214	信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））	
215	前部上側端灯試験	
216	信号灯火試験（協定規則第 148 号（前部上側端灯））	
217	昼間走行灯試験（協定規則第 87 号）	
218	信号灯火試験（協定規則第 148 号（昼間走行灯））	
219	前部反射器試験	
220	再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））	
221	側方灯試験	
222	信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯））	
223	側方反射器試験	
224	再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））	
225	番号灯試験	
226	番号灯試験（協定規則第 4 号）	
227	信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））	
228	尾灯試験	
229	信号灯火試験（協定規則第 148 号（尾灯））	
230	後部霧灯試験	
231	信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部霧灯））	
232	駐車灯試験	
233	信号灯火試験（協定規則第 148 号（駐車灯））	
234	後部上側端灯試験	



235	信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部上側端灯））	
236	後部反射器試験	
237	再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））	
238	大型後部反射器試験（協定規則第 70 号）	
239	再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器））	
240	再帰反射材試験	
241	制動灯試験	
242	信号灯火試験（協定規則第 148 号（制動灯））	
243	制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験	補助制動装置を操作している際に、減速度にかかわらず制動灯が点灯する構造の自動車の場合には、提出を省略して差し支えない。
244	補助制動灯試験	
245	信号灯火試験（協定規則第 148 号（補助制動灯））	
246	後退灯試験	
247	後退灯試験（協定規則第 148 号）	
248	方向指示器試験	
249	方向指示器試験（協定規則第 148 号）	
250	警音器の警報音発生装置試験	
251	警音器の音圧試験	
252	警音器の警報音発生装置試験（協定規則第 28 号）	
253	警音器の音圧試験（協定規則第 28 号）	
254	警告反射板試験	
255	停止表示器材試験	
256	再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））	
257	盗難発生警報装置試験	
258	盗難発生警報装置試験（協定規則第 163 号）	
259	車線逸脱警報装置試験（協定規則第 130 号）	
260	車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）	
261	事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）	
262	側方衝突警報装置試験（協定規則第 151 号）	
263	音声信号を用いる車両後退通報装置の試験	
264	車両後退通報装置の通報音発生装置試験（協定規則第 165 号）	
265	車両後退通報装置試験（協定規則第 165 号）	
266	衝撃緩和式後写鏡試験	
267	車室内後写鏡の衝撃緩和試験	
268	直前直左確認鏡試験	
269	二輪自動車等の後写鏡試験	
270	二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験	
271	後写鏡等の視界試験	(6) 269 及び (6) 270 の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
272	後写鏡等試験（協定規則第 46 号）	
273	後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定	

	規則第 46 号)	
274	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験 (協定規則第 46 号)	
275	後退時車両直後確認装置試験 (協定規則第 158 号)	
276	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験	
277	バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験	
278	デフロスタ試験	
279	速度計試験	
280	事故情報計測・記録装置試験 (協定規則第 160 号)	
281	高速道路等における低速自動運行装置試験	
282	作動状態記録装置試験	
283	自動車線維持システム試験 (協定規則第 157 号)	
284	運行記録計試験	
285	速度表示装置試験	
286	最高速度試	大型特殊自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に限る。
287	燃料消費率試験 (定速走行)	諸元表に燃料消費率が記載されている場合に限る。
288	燃料消費率試験 (10・15 モード)	諸元表に燃料消費率が記載されている場合に限る。
289	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (10・15 モード)	諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載されている場合に限る。
290	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (定速走行)	諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載されている場合に限る。
291	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (定速走行 (二輪))	諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載されている場合に限る。
292	原動機車載出力試験 (ガソリン機関)	別添 1「試験規程」以外の測定方法 (UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。 なお、輸入される乗用車の場合には、必要があると認められるときに限るものとし、ガソリン又は LPG を燃料とする自動車にあっては、原動機性能曲線図をもって当該書面に代えることができる。
293	原動機車載出力試験 (ディーゼル機関)	別添 1「試験規程」以外の測定方法 (UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。 なお、輸入される乗用車の場合には、必要があると認められるときに限るものとし、ガソリン又は LPG を燃料とする自動車にあっては、原動機性能曲線図をもって当該書面に代えることができる。
294	原動機車載出力試験 (二輪自動車)	別添 1「試験規程」以外の測定方法 (UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。 なお、輸入される乗用車の場合には、必要があると認められるときに限るものとし、ガソリン又は LPG を燃料とする自動車にあ

		っては、原動機性能曲線図をもって当該書面に代えることができる。	
	295	電動機最高出力及び定格出力試験	必要があると認められるときに限る。
	296	燃料消費率試験（天然ガス重量車）	諸元表に燃料消費率が記載されている場合に限る。
(7)	構造基準等適合検討書		次に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。
	1	自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号）	明らかに乗用車であると判断できる自動車及び明らかに貨物自動車と判断できる自動車の場合には、提出を要しない。
	2	液化石油ガス（LP ガス）を燃料とする自動車の構造取扱基準について（昭和 62 年 10 月 14 日付け地技第 240 号）	
	3	圧縮天然ガス自動車の構造基準について（平成 7 年 12 月 18 日付け自技第 274 号自審第 1635 号）	
	4	ポール・トレーラの構造基準について（昭和 47 年 2 月 14 日付け自車第 623 号）	
	5	ワンマンバス構造要件について（昭和 61 年 12 月 12 日付け地技第 228 号地車第 152 号）	細目告示別添 106「ワンマンバスの構造要件」を適用するものについては提出を要しない。
	6	タンク証明書（写し）	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 5 項の規定によるものであること。
	7	クレーン吊上能力証明書	クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 55 条第 6 項に基づく移動式クレーン明細書の写し又は同規則第 53 条第 1 項の規定による製造の許可を受けた者が当該許可に係る移動式クレーンについて同規則第 55 条第 3 項の規定にいう定格荷重を証した書面であること。
(8)	指導基準適合検討書		次に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 ただし、大型特殊自動車の場合には、提出を要しない。
	1	キャンピング・トレーラ等の構造基準について（昭和 46 年 5 月 10 日付け自車第 294 号）（昭和 47 年 2 月 12 日付け自車第 65 号）	輸入自動車の場合には、提出を要しない。
	2	天然ガスを燃料とする自動車の取扱について（平成 7 年 12 月 15 日付け自技第 272 号自審第 1634 号自環第 261 号）別添「天然ガス自動車の技術指針」	
(9)	指導基準適合検討結果一覧表		次に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 ただし、輸入自動車の場合には、提出を要しない。 また、大型特殊自動車の場合には、ホイー

		ル・クレーン車のみ (9) 13 を提出すればよい。
1	スペアタイヤ保持装置の対策について (昭和 53 年 2 月 8 日付け自車第 30 号)	
2	サンルーフ構造基準について (昭和 54 年 9 月 4 日付け自車第 681 号)	
3	作業用補助制動装置の取扱について (昭和 55 年 8 月 20 日付け自車第 629 号)	
4	トラック荷台の安全対策について (昭和 44 年 12 月 23 日付け自車第 1371 号) (昭和 45 年 10 月 2 日付け自車第 925 号) (昭和 55 年 6 月 10 日付け自車第 433 号)	
5	ホイールステップの安全対策について (昭和 45 年 12 月 9 日付け自車第 1082 号)	
6	クレーン付トラックのクレーンの突出量について (昭和 43 年 8 月 14 日付け自車第 831 号)	
7	バス用サンルーフ構造基準について (昭和 56 年 8 月 4 日付け自車第 548 号)	
8	連結車の連結状態における検討書について (昭和 44 年 1 月 31 日付け自車第 81 号)	「トレーラ及びトラクタの連結仕様検討書」の検討結果を取りまとめた「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」であること。
9	ダンプ型トラックの警報装置について (昭和 46 年 2 月 1 日付け自車第 49 号)	
10	大型貨物自動車の左折警報装置の装着について (昭和 57 年 9 月 3 日付け自車第 523 号)	
11	大型トラックの間接視界改善について (昭和 59 年 9 月 13 日付け地技第 21 号地審第 45 号)	
12	大型クレーン車、クレーン用台車及びホイール・クレーン車の大きさについて (平成 6 年 6 月 8 日付け自技第 90 号自審第 767 号)	
13	車両運搬車の構造要件について (平成 7 年 6 月 30 日付け自技第 154 号自審第 802 号)	
(10)	平成 27 年改正告示による改正前の細目告示第 41 条第 1 項第 21 号を確認する書面	排出ガスを著しく悪化させる原動機制御 (ディフューストラテジー) の対策について (平成 25 年 10 月 1 日付け国自環第 99 号) によること。
(11)	業務管理システムに関する詳細を記載した書面	
	1 組織体制の詳細図	特定改造許可実施要領附則 2 別表第 3 に規定する書面に記載されている事項より詳細な内容が記載されている書面であること
	2 業務フロー詳細図	
	3 基準書及び手順書	
	4 規程類の体系に関する資料	各規程類の関係性が分かる書面であること